

奈良県選挙管理委員会告示第九十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票を取り扱う施設として次のとおり指定した。

平成二十五年一月二十五日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井皓喜

名 称	所 在 地
ベルパージュ奈良あやめ池ケアレジデンス	奈良市あやめ池北一―三二―一〇―一
ベルパージュ奈良あやめ池シニアレジデンス	奈良市あやめ池北一―三二―一〇―二
介護付有料老人ホーム らくじ苑 大和西大寺	奈良市西大寺南町七―五
メビウス大和郡山	大和郡山市柳一―一四―一
社会福祉法人うねび会 ぽれぽれケアセンター白檀	橿原市北越智町三二二
特別養護老人ホーム 柳光	吉野郡吉野町大字柳一三九五―一